

## 自動車用ウインドウォッシュ液の検査マニュアル

昭和51年2月25日制定

昭和56年12月1日改正

2008年4月23日改正

財団法人製品安全協会

この検査マニュアルは、「自動車用ウインドウォッシュ液の認定基準及び基準確認方法」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、疑義が生じたときには当該関係者、財団法人製品安全協会（以下「協会」という。）、業務委託検査機関（以下「検査機関」という。）または必要に応じて専門部会の委員等の関係者によって検討するものとする。

以下、各項目に分けて検査マニュアルを定める。

### 安全性品質について

#### 共通事項

- a. 試験場所の標準状態は、JIS K2398 自動車用ウインドウォッシュ液(2001)6.2 のとおりとする。
- b. ウォッシュ液（試料）の採取は、個装容器を10回以上振とうさせてから行うこと。
- c. 試験結果の数値の丸め方については、特段の定めがない限り JIS Z8401 数値の丸め方(1999) 数値の丸め方によるものとする。
- d. その他、化学分析に係る一般事項は JIS K0050 化学分析方法通則（2005）化学分析通則によるものとする。

#### 1. 基準確認方法

- ・ JIS K2398 自動車用ウインドウォッシュ液(2001)6.7.1 に規定する「ふき取り装置」には、市販されている乗用自動車を含む。このとき、同 6.7.1 の b)から g)までの規定は適用しない。

#### 2. 基準確認方法

- a. 「恒温槽で2時間表示凍結温度を維持」とは、ウォッシュ液の原液における表示凍結温度と同じ温度に恒温槽を設定し、実際に恒温槽内が設定温度±2℃以内になった状態から維持時間を起算する。
- b. 「凍結していない」とは、恒温槽から取り出した後、直ちに目視及び触感により固体部分がない状態をいう。
- c. 「JIS K2398 自動車用ウインドウォッシュ液(2001)6.5 に定める方法で再度確認」する際には、原則として「凍結を認めた」ウォッシュ液と同じ容器から採取したウォッシュ

液を試料とすること。

### 3. 基準確認方法

- ・ 測定は、原液及び最小濃度のウォッシュ液のそれぞれについて2回ずつ行い、2回の測定値の平均値により判定すること。

### 5. 認定基準

- a. 「著しいピッチング及び肌荒れ」には、アルミニウム及び黄銅にあっては変色を含まない。
- b. 亜鉛めっき鋼板のめっき剥がれは、「著しいピッチング及び肌荒れ」に含まれる。

表示について

#### 1. 認定基準

- ・ 「容易に消えない」とは、個装容器の該当表示箇所を水で濡らした布でこすったとき消滅又ははく離しないことをいう。

#### 1. 基準確認方法

- ・ 「10.5ポイント以上の文字」は、文字の最低高さ（この際、「混」の文字の高さ測定を基本とする）が3.6mm以上であることで確認する。